

平成 23 年 7 月 15 日

千葉市教育委員会 様

千葉市教育委員会

指定管理者選定評価委員会会長 内山 英昭

指定管理者の行った公の施設の管理に係る評価について（答申）

平成 23 年 6 月 6 日付け 23 千教総第 460 号による諮問のうち、標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 前提事項

2 の本委員会の評価のうち、指定管理者の財務に関する事項は、本委員会に提出された財務諸表等の資料のみに基づくものであり、かつ、当該財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って、適正に作成されていることを前提としているものであること。

2 本委員会の評価

(1) 平成 22 年度の年度評価のみの施設

ア 千葉市生涯学習センター

市による評価はおおむね妥当であると認める。

また、指定管理者の倒産、撤退等のリスクを把握するという観点から、財務に関する事項で特記するものはないと認める。

その他、次の事項を本委員会の意見とする。

(ア) 新生ビルテクノ（株）の売掛金・関係会社貸付金、短期借入金及びキャッシュフローの状況並びに平成 23 年 3 月期決算の内容について確認すること。

(イ) 建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に規定する点検等の法定点検について、遺漏なく実施することを徹底し、施設の安全性の確保に万全を期すこと。

(ウ) 施設ごとの利用状況及び講座ごとの受講状況に差があることから、その差を小さくするための工夫をするよう努めること。

(エ) 生涯学習サービスに係る利用者ニーズについて、その効果的な把握方法を工夫するよう努めること。

イ 千葉市大宮スポーツ広場

市による評価はおおむね妥当であると認める。

また、指定管理者の倒産、撤退等のリスクを把握するという観点から、財務に

関する事項で特記するものはないと認める。

ウ 千葉市宮崎スポーツ広場

市による評価はおおむね妥当であると認める。

また、指定管理者の倒産、撤退等のリスクを把握するという観点から、財務に関する事項で特記するものはないと認める。

エ 千葉ポートアリーナ

市による評価はおおむね妥当であると認める。

また、指定管理者の倒産、撤退等のリスクを把握するという観点から、財務に関する事項で特記するものはないと認める。

その他、次の事項を本委員会の意見とする。

- (ア) 公益法人制度改革への対応方針及びその影響、平成 23 年 3 月期決算・現在の事業計画の内容について確認すること。
- (イ) 建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に規定する点検等の法定点検について、遺漏なく実施することを徹底し、施設の安全性の確保に万全を期すこと。
- (ウ) 研修室の効果的な活用方法を検討すること。
- (エ) 事業別実績の把握結果を当該事業の見直しにつなげるとともに、自己評価に反映させるよう努めること。
- (オ) 市民に対する事業内容の PR について、その効果的な実施方法を工夫するよう努めること

オ 千葉市民ゴルフ場

市による評価はおおむね妥当であると認める。

また、指定管理者の倒産、撤退等のリスクを把握するという観点から、財務に関する事項で特記するものはないと認める。

その他、次の事項を本委員会の意見とする。

- (ア) 一般的にゴルフ場が置かれている経済情勢を踏まえ、(株)京葉カントリークラブの未払金・借入金、会員入会金及びキャッシュフローの状況、会員入会金返還請求への対応状況並びに現在の事業計画の内容について確認すること。
- (イ) 内山緑地建設(株)の平成 22 年 7 月期の損失の要因、平成 23 年 7 月期決算の内容及び現在の事業計画の内容について確認すること。
- (ウ) 建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に規定する点検等の法定点検について、遺漏なく実施することを徹底し、施設の安全性の確保に万全を期すこと。

(2) 千葉アイススケート場

ア 平成 22 年度の年度評価

市による評価はおおむね妥当であるが、スケート場の料金が高いと感じている利用者が多いことを踏まえると、利用料金の設定に係る評価を「3」とすることについては、再考する余地があるものと認める。

また、指定管理者の倒産、撤退等のリスクを把握するという観点から、財務に関する事項で特記するものはないと認める。

その他、次の事項を本委員会の意見とする。

- (ア) 建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に規定する点検等の法定点検について、遺漏なく実施することを徹底し、施設の安全性の確保に万全を期すこと。
- (イ) スケート場の料金が低いと感じている利用者が多いことを踏まえ、利用時間に応じた利用料金の設定など、利用料金の設定については、適正かどうか検証すること。
- (ウ) スケート場・温浴施設における事故は、重大な事故につながるおそれがあることを踏まえ、安全体制を十分に整えること。

イ 中間評価

指定管理者中間評価シート（別紙 1）のとおりである。

(3) 千葉県科学館

ア 平成 22 年度の年度評価

市による評価はおおむね妥当であると認める。

また、指定管理者の倒産、撤退等のリスクを把握するという観点から、財務に関する事項で特記するものはないと認める。

その他、（株）トータルメディア開発研究所の平成 23 年 3 月期決算の内容について確認することを本委員会の意見とする。

イ 総合評価

指定管理者総合評価シート（別紙 2）のとおりである。

以 上